

巻頭言

新教員組織と任期制の導入に思う

明倫短期大学 学長
下河辺 宏 功



平成17年7月の学校教育法改正により、大学の教員組織に関する規定が変り、平成19年4月より施行されることとなった。これによると、「大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない……」とされ、各職名の役割と責任が明確にされている。なかでも特に注目すべき点は、新たに助教という職位を設けていることである。この背景には、従来の助手の制度上の位置付けが曖昧であったため、キャリア・パスのために研究をおこなう者、研究教育の補助にのみ従事する者、あるいは、その双方を巧みにこなす者など、助手の実態が多種多様であることが問題点として指摘されていたという事情がある。くわえて、英語では単にアシスタント (assistant) とのみ呼ばれる「助手」の地位は国際的にも不利であった。

このような状況から、規定において「(大学の定める) 特定の事項について学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」助教と、「教育研究を補助する」助手という職務上の区別がなされたのである。

また、この改正に先だち平成9年には、教員の流動性(移動)を促すことにより教育研究の活性化がなされることを期して、任期制が制度化された。中教審の審議の過程においては、若手の教育研究を活性化するために、特に、助教に任期制を導入することが議論の対象となった。この任期制導入の選択は各機関の意思決定に委ねられている。

現在、本学においても職位の名称の変更や任期制の導入について検討がすすめられているが、多くの難問に直面している。たとえば、職位の名称を変更する際の再審制、任期制を導入するにあたっての任期、そして任期満了した場合の再任の有無等々議論百出の状況である。

元来、我が国の大学においては教員の教育研究を保護することをねらいとしたテニユア(終身在職権)制が定着していた。しかし、高等教育がエリート時代からマス化しユニバーサル時代に移行するに従って、競争原理が働かなくなり質の低下をもたらし、大学の活性化の低下を招いてしまった。任期制の導入はここにメスを入れたものと思う。

何よりも心すべきは、旧来の陋習に拘ることなく我々自身の意識改革を行うことであろう。どのような制度が布かれようと、教育者・研究者としての本分を忘れることなく、その職務を誠実に果たすなら、恐れるものはなにもないのである。

平成17年11月30日 記